

令和 7 年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するとともに、避難経路の安全性及び機能を確保するため、避難経路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、ひたちなか市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀（門柱を除く。）であって、道路面からその頂部までの高さが 60 センチメートルを超えるものをいう。

(2) 道路 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路

イ ひたちなか市公共物管理条例（平成 14 年条例第 41 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路のうち一般の通行の用に供しているもの

(3) 避難経路 次のア又はイに該当する道路をいう。

ア ひたちなか市地域防災計画において定める指定避難所及び防災協定を締結している一時避難所から半径 2 キロメートル圏内に存する道路

イ ひたちなか市津波ハザードマップで示す主な避難路

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存するブロック塀等の所有者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）に未納がないこと。

(2) 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。

ア 法人等 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(イ) 当該法人等の役員が暴力団又はひたちなか市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

イ 個人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団員等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が避難経路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を行う事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) ブロック塀等の全てを撤去する工事であること。ただし、撤去後に残存する塀の道路面から頂部までの高さが、60センチメートル以下になる場合であって、残存する塀に倒壊等の危険性がないと市長が認めるときは、この限りではない。

(2) ブロック塀等と避難経路の境界線までの離隔距離が、ブロック塀等の道路面から頂部までの高さ以下であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者との請負契約に基づく撤去工事であること。

(4) ブロック塀等が存する敷地の販売を目的として、撤去を行うものではないこと。

(5) 過去に市からこの補助金の交付を受けて撤去を行ったブロック塀等と同一の敷地内に存するブロック塀等の撤去を行うものではないこと。

(6) ブロック塀等が建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象でないこと。

(7) ブロック塀等が道路改良その他の公共事業による補償の対象でないこと。

(8) 撤去を行うブロック塀等と同一の敷地内に、避難経路に面する他のブロック塀等があるときは、当該ブロック塀等に倒壊等の危険性がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、市長が適当と認めるものとする。

(1) 仮設工事に係る費用

- (2) ブロック塀等の解体に係る費用
 - (3) 廃棄物の運搬及び処分に係る費用
 - (4) 整地に係る費用
 - (5) その他市長が必要と認める経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額
- (2) 撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり14,000円を乗じた額に3分の2を乗じて得た額
- (3) 150,000円

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和7年5月15日から同年11月28日までの間に、令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) ブロック塀等の構造、高さ及び延長を示す図面（平面・立面・断面）
- (3) 現況を示す明瞭な写真
- (4) 見積書（内訳の明細及び施工業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (5) ブロック塀等自己点検表
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときにあつては令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときにあつては令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定は、前条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(計画変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合（補助金の額に異動が生じない軽微な変更の場合を除く。）には、速やかに、令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し

て、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書の写し
- (2) 補助事業を変更した場合の見積書（内訳の明細及び施工業者等の押印があるものに限る。）の写し
- (3) 補助事業の変更の内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときにあつては令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付変更承認決定通知書（様式第5号）により、変更を承認しないことを決定したときにあつては令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付変更不承認決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者が、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請取下げ届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和8年1月末日までに令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物の処分に係る費用を補助対象経費としている場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、その内容を実地検査等により審査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度ひたちなか市危険ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、その確定した額を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、令和7年度ひたちなか市

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第10号）により，市長に補助金の交付を請求するものとする。

（経理）

第14条 補助事業者は，補助金に係る経理について，その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は，前項の期間，必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この告示は，公布の日から施行する。